

大野城太宰府環境施設組合職員の給与に関する条例

平成 19 年 12 月 27 日

条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項の規定に基づき、大野城太宰府環境施設組合の一般職の職員(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 17 の規定による派遣職員を除く。以下「職員」という。)の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第 2 条 職員の給与については、大野城市職員の給与に関する条例(昭和 32 年大野城市条例第 18 号)の規定を準用する。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員として任用された職員の給与及び費用弁償については、大野城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年大野城市条例第 14 号)の規定を準用する。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 3 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年条例第 4 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年条例第 6 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。